

総論

# 建設業の働き方改革に関する取り組み

国土交通省  
不動産・建設経済局建設業課

## 1 はじめに

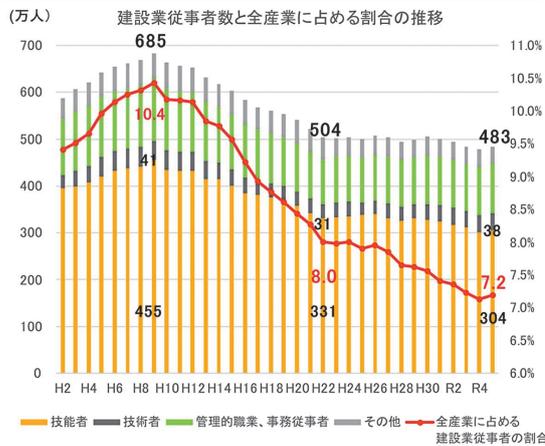
建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害時には最前線で復旧・復興作業を行うなど、国民生活や地域社会を支える極めて重要な役割を担っています。本年1月に発生した能登半島地震においても、建設企業は発災直後から現場に駆けつけ、極めて厳しい環境の中で道路啓開等に邁進していただきました。

災害大国である我が国において、建設業はまさに「地域の守り手」として不可欠な存在です。

しかしながら、建設業者数の推移をみると、1997年（平成9）には685万人であった就業者数が2023年（令和5）には483万人と大きく減少し、他産業に比して高齢者の割合も高い状況にあります（図-1）。このままでは建設業の担い手がいなくなってしまう危機的な状況にあることは想像に難くありません。建設業が直面する最大の課

### 技能者等の推移

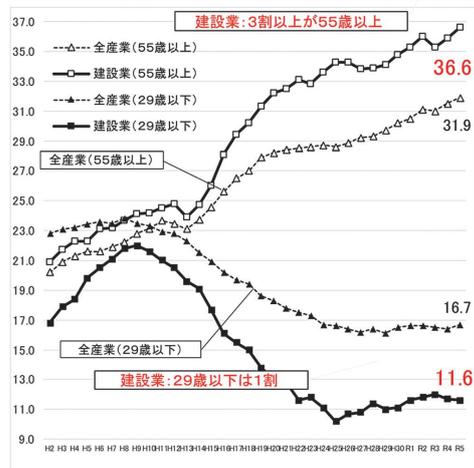
	<就業者数ピーク>	<建設投資ボトム>	<最新>
○建設業就業者	685万人(H9)	504万人(H22)	483万人(R5)
○技術者	41万人(H9)	31万人(H22)	38万人(R5)
○技能者	455万人(H9)	331万人(H22)	304万人(R5)



出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出  
（※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値）

### 建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加（29歳以下は増減なし）。



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

図-1 建設業就業者の現状

題は「担い手の確保」であり、就業者を確保し、定着できる環境を作ることが重要な課題になっています。そのために、働き方改革は避けて通れない道です。また、本年4月からは、建設業にも時間外労働の上限規制が適用となり、この規制の遵守を徹底していくためにも、働き方改革を一層推進していく必要があります。

## 2 建設業の働き方に関する状況

建設業における年間の出勤日数は、ここ数年大きく減少している傾向にあるものの、2023年度では全産業と比べ、11日多い状況にあります。年間の実労働時間についても、他産業と比較してここ数年の減少幅は大きいですが、2023年度では全産業より62時間長く、なお高水準の状況です。また、建設業における平均的な休日の取得状況をみると、技能者、技術者ともに、4週6休程度が最も多く、4週8休（週休2日）の確保ができていない状況となっています（図-2）。

これらの状況には、いくつか理由があります。例えば、建設業は受注産業であり、発注者と決めた工期は何としても遵守しなければならない、そのために突貫工事も辞さず長労働時間になってしまうということ。また天候に

も大きく左右され、自ら労働時間を管理することが難しいという事情。その結果として、業界の慣習としても、これまで休日は日曜のみで、土曜に働くことは当たり前という声も以前は多かったと聞いています。他産業のような週休2日がとれないと、これから業界に入ろうとする若者に敬遠されてしまいます。働き方改革を進め、労働環境を改善することは従前からの大きな課題でした。

そんな中、2018年に成立した「働き方改革関連法」において、建設業においても時間外労働の上限規制が導入されることになりました。建設事業の多くは天候等の自然条件に影響されることなど、業界の特性から建設業は5年間の猶予が設けられ、その間に後述のような様々な取り組みが進められてきました。これにより、建設業の労働時間は他産業よりも大きく減少しましたが、なお他産業よりも高水準となっています。建設業界の魅力を高めるために、働き方改革は待ったなしの状況です。

## 3 働き方改革に向けたこれまでの取り組みと課題

### 3.1 工期の適正化

建設業の働き方改革にあたって、まず重要なことは、適正な工期の確保です。短い工期で無理に受注すると

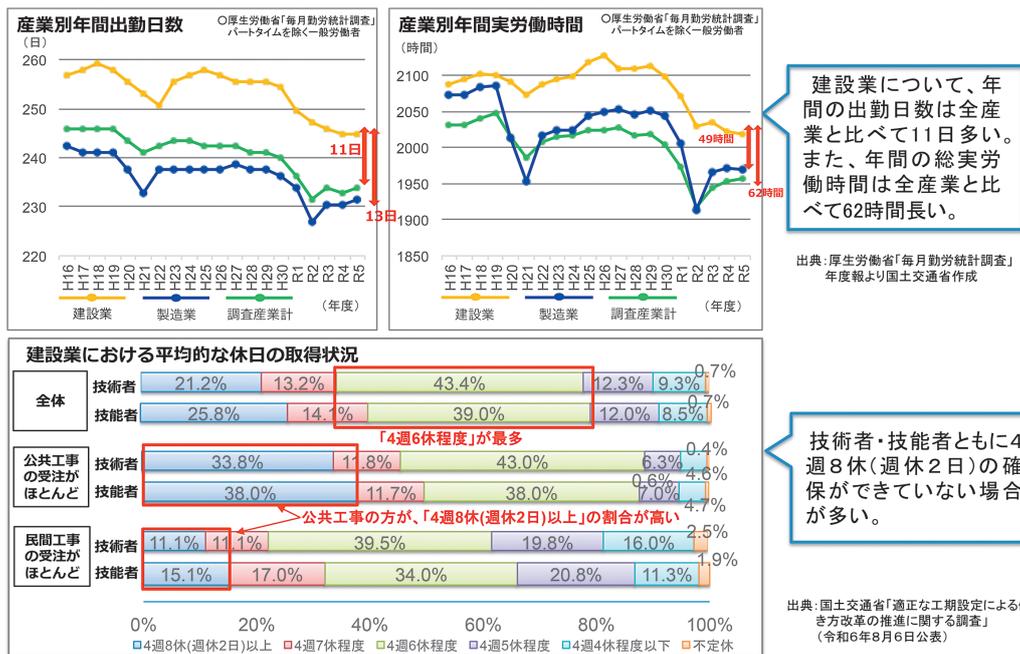


図-2 建設産業における働き方の現状